

2021(令和3)年4月19日

関係各位

一般社団法人神奈川県サッカー協会
会長 坂本紀典

**「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」制定に伴う、
本協会主催・主管 各種事業の実施について（通知）**

日頃は、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組みをいただき、感謝申し上げます。

3月24日に県より、4月21日までを緊急事態宣言終了後の「リバウンド防止期間」とし、県民・事業者等への要請を継続する方針が出されていました。この度、4月16日に横浜市・川崎市・相模原市の3市が「まん延防止等重点措置」の措置区域に指定されたことに伴い、4月10日より5月11日までの期間につきまして、措置対象3市及び県内その他区域について改めて県より県民・事業者等への要請が発出されました。

このことを鑑み、本協会主催・主管 各種事業（試合・会議等）について、5月11日まで次のように対応することとしました。

- ①本協会主催・主管 各種事業（試合・会議等）開催時は、ガイドラインを遵守し、感染防止措置を徹底する。
- ②本期間中の本協会主催・主管 各種事業（試合・会議等）は原則無観客・見学なしとする。
- ③措置区域の横浜市は、運動施設等への時短営業要請が20時までとなっているため、本協会フットボールセンター（かもめパーク）については、本期間中は20時までの利用とする。

なお、本期間中の20時以降の利用予定は全てキャンセルとさせていただきます。詳細はHPでご確認ください。

さらに、本協会事務局職員については、引き続き一部在宅勤務・電話対応10時～13時となります。

「各種大会」については、各種別部会にお問合せ下さい。

新規感染者を減少させ、医療崩壊を防ぐために、引き続きご理解とご協力を重ねてよろしくお願いいたします。

5月12日以降の対応につきましては、新型コロナウイルスの感染状況や各機関の対応等を勘案し、改めてご連絡いたします。